

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の 25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。
- (3) 認知症対応型共同生活介護事業所及び個室ユニット型老人ホームを利用する低所得者に対し、食費・居住費の一部を補助するなど、負担軽減措置を講じること。

3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、財政措置を含む必要な対策を講じること。
特に、平成 23 年度までの時限的な施設整備補助制度である「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を平成 24 年度以降も継続させること。
- (2) 介護保険制度について、介護保険事業計画に基づき、将来にわたって安定的かつ持続可能な運営が担保されるよう、いわゆる総量規制を維持すること。

4. 第 1 号保険料について

第 1 号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、

より公平な設定となるよう見直しを行うこと。

5. 要介護認定等について

第1号被保険者証の交付については、第2号被保険者と同様に認定者及び交付を希望する者とするなど、事務の効率化を図ること。

また、要介護認定が適正に反映されるよう見直しを行うとともに、介護状態が固定化している要介護5等の者の認定有効期間についてさらに延長し、事務の効率化を図ること。

6. 地域包括支援センター等について

(1) 地域包括支援センターについて、その機能が十分に発揮されるよう、職員確保や研修などの対策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、実態に即した見直しを行うこと。

7. 介護報酬について

(1) 平成24年度以降の次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、地域の実情に応じた報酬体系とするとともに、適切な人材の確保、サービスの質の向上等を図るため、都市自治体の意見を十分踏まえて適切に報酬を設定すること。

(2) 前回の改定によって措置された「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策（介護報酬3%増）」及び平成21年度補正予算における「介護職員処遇改善交付金」に伴う保険料の上昇分については、利用者及び保険者の負担増とならないよう、継続的な措置を講じること。

また、介護職員改善交付金事業については、恒久的な措置とするとともに、対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

8. 東日本大震災関係について

(1) 被災者の介護サービスに係る利用料について、被災者個人に係る保険適用外の自費対応分を必要な期間、公費負担とするなど、引き続き財政的支援を図ること。

また、避難生活を余儀なくされている要援護高齢者等に対して、グループホーム等への入居や健康管理等のケアを行うなどの支援を充実強化すること。

- (2) 被災した介護保険事業所について、復興に向けた全面的支援を早期に講じるとともに、介護保険施設について、24時間即応体制を確保するため、災害時における非常用発電設備・給水設備等の整備に係る財政的支援を含めた対応策を講じること。

9. その他

- (1) 今後の介護保険制度の見直しに当たっては、混乱を招かないよう都市自治体と十分協議するとともに、十分な準備期間を設け、国民への周知徹底を図ること。
また、次期介護保険事業計画策定のための情報提供を速やかに行うこと。
- (2) 若年性認知症に対する支援制度を確立すること。
- (3) 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設が所在する市町村の負担に対する支援措置を講じること。
- (4) 介護予防及び重症化予防の観点から、生活支援サービスについて、介護保険給付の対象として維持すること。
- (5) 医療依存度の高い要介護者が、必要な介護・医療の両サービスを円滑に受けられるようにすること。